

外国人患者の医療渡航促進に向けた医療コーディネーター事業者のあり方等に関する研究会（第3回）
議事要旨

日時：平成30年2月19日（月曜日）13時00分-15時00分

場所：経済産業省 本館17階西7第1特別会議室

出席者

堺委員（座長）、相川委員、麻田委員、今村委員、呉委員、小山委員、澤委員（代理：南谷氏）、高橋委員、横山委員（50音順）

議事概要

1. Medical Excellence JAPAN (MEJ) 相川委員より Japan International Hospitals (JIH) における外国人患者受入れ実態について、岸本国際展開推進室長から本研究会の検討内容とりまとめ案について、観光庁から旅行業法の改正について説明を行った。
2. その後、JIH における外国人患者受入れ実態や本研究会の検討内容とりまとめ案等について意見交換を行った後、事務局（ポストン・コンサルティング・グループ）からプロモーションビデオの説明と上映を行った。委員からの主な意見は以下のとおり。

（医療渡航の実態把握について）

- 最低限、医療渡航として海外から来る患者の実態把握は必要。
- 東京高輪病院では初診時の診療申込書記入の際に、本人確認のため保険証や在留カードなどでIDの確認を徹底している。
- 日本の保険証を所有する外国人、観光目的で訪日し急病で受診する外国人、予め調整してから来日する渡航患者の3パターンで区分すれば、病院としてもそれほどコストをかけずにおおよその実態を把握できるのではないかと。
- 実態把握が必要な項目の定義を統一しておかないと正確にデータを取得できないのではないかと。必ず医療機関が患者から取得すべき情報について、MEJがひな型を作成するなどして明確にすべきではないかと。
- ひな型があった方が医療機関としても患者から必要な情報を取得しやすい。
- 診療申込書等のひな型を統一して、各病院のすべての患者にその記入を指示するのは難しいが、取得が必要な情報をJIHに対して示すことは検討可能。

（医療機関におけるAMTACの活用について）

- 現状、患者がAMTACを使わず直接病院にアクセスするケースもある。準AMTACを創設した後、医療機関に対してAMTACを使うよう徹底してはどうか。
- 医療機関がコーディネーター事業者を使わずに渡航患者を受入れると、トラブル発生リスクが高まる。そのような状況を放置しておくのはよくないのではないかと。

- AMTAC/準 AMTAC を使うインセンティブが必要ではないか。
- 時間軸を入れて考える必要がある。現状、AMTAC は 2 社しかないので JIH に必ず AMTAC を使うよう強制するのは現実的ではない。一方で、できるだけトラブルを避けるためにも、当面は MEJ で行っているフォーラムなどでインバウンドに関心のある医療機関に MEJ の認証を得ている AMTAC を使うよう促し、将来的に AMTAC の数が増えた時に検討すべき。
- 準 AMTAC 認証を通じて、地方の病院も含めて AMTAC/準 AMTAC 経由を主流にするように取り組んでいくことが重要である。
- 渡航患者の受入れが一般的になるまでは、受入れに慣れていない医療機関を対象に、渡航患者対応の質の向上やトラブル回避のためのマニュアルや Q&A を MEJ が定める必要があるのではないか。
- 渡航患者や海外のコーディネート事業者からの問い合わせに対する対応方法がマニュアル化されていると、地方を中心とする受入れ経験の少ない病院には役立つ。

お問合せ先

商務・サービスグループ ヘルスケア産業課 国際展開推進室

電話：03-3501-1790

FAX：03-3501-0315